

発委第3号

東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部改正について
東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年3月23日提出

提出者	東浦町議会議員	向山恭憲
	東浦町議会議員	水野久子
	東浦町議会議員	米村佳代子
	東浦町議会議員	小松原英治
賛成者	東浦町議会議員	前田明弘
	東浦町議会議員	秋葉富士子
	東浦町議会議員	杉下久仁子
	東浦町議会議員	長屋知里

東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例

東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員 町の職員であつて地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員及び同条第 3 項に規定する<u>特別職の職員（議員及び選挙管理委員会委員を除く。）</u>をいう。</p> <p>(3) から (5) まで 略 (公益目的通報)</p> <p>第 9 条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 委員会は第 1 項の公益目的通報を受けたとき又は前項の通知を受けたときは直ちに通報対象事実に係る調査を行い、外部監察員に意見を求めた上でその結果を、速やかに任命権者（当該公益目的通報が次の各号に掲げる者に係るものにあつては、当該各号に定める者。以下第 12 条までにおいて同じ。）に報告しなければならない。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員 町の職員であつて地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員及び同条第 3 項に規定する<u>特別職の職員</u>をいう。</p> <p>(3) から (5) まで 略 (公益目的通報)</p> <p>第 9 条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 委員会は第 1 項の公益目的通報を受けたとき又は前項の通知を受けたときは直ちに通報対象事実に係る調査を行い、外部監察員に意見を求めた上でその結果を、速やかに任命権者（当該公益目的通報が次の各号に掲げる者に係るものにあつては、当該各号に定める者。以下第 12 条までにおいて同じ。）に報告しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>議員 議長（当該公益目的通報が議長に係るものにあつては、副議長）</u></p> <p>(3) <u>選挙管理委員会委員 選挙管理委員会委員長（当該公益目的通報が選挙管理委員会委員長に係るものにあつては、選挙管理委員会委員長の職務を代理する委員）</u></p>

(2) 略	(4) 略
(3) 略	(5) 略
5から9まで 略	5から9まで 略

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にされた公益目的通報及び不当要求行為の報告について適用し、この条例の施行の前日にされた公益目的通報及び不当要求行為の報告については、なお、従前の例による。

提案理由

職員の定義から議員及び選挙管理委員会委員を除くため、提案するものである。